

諮詢番号：平成 28 年度諮詢第 14 号
答申番号：平成 28 年度丹行服答申第 4 号

答申書

1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

2 審査関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

請求人は次の理由で本件処分の取消しを求めている。

国民健康保険税が高すぎます。医療費の窓口負担は3割で高い。行政は国民健康保険税の広域化を行はず、引き下げるための財政措置をせよ。

(2) 処分庁の主張の要旨

処分庁は、請求人の審査請求について次の理由で棄却を求めている。

ア 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 705 条第 2 項及び丹波市国民健康保険税条例（平成 17 年丹波市条例第 48 号。以下「条例」という。）第 10 条に規定する賦課期日（平成 28 年 4 月 1 日。以下「賦課期日」という。）において請求人は丹波市国民健康保険の被保険者資格を有しているので、条例第 1 条に規定する国民健康保険税の納税義務者である。

イ 平成 28 年度の国民健康保険税賦課額に係る税率等については、平成 28 年 5 月 30 日に条例の一部改正がなされている（丹波市議会において可決され、同日公布・施行している）。

ウ 請求人の平成 28 年度国民健康保険税額は、上記条例に基づいて算出された額であり、本件処分の取消を求める本件審査請求は、棄却されることが相当である。

3 審理員意見書の要旨

(1) 一件記録及び条例によれば、本件処分は、条例の規定に基づいたものと認められる。

(2) 請求人は、本件処分の取消しを求めているが、条例の適法・有効性や国民健康保険税額の計算方法・結果の誤り等の具体的な主張は全くなされておらず、処分庁の弁明（主張）に対する反論も全くなされていない。

(3) 以上から、請求人の主張に基づき本件処分を取消すべきであるとはいえず、他にも本件処分を取消すべき理由は特に認められない。

4 調査審議の経過

平成 29 年 2 月 13 日 謝問書受理

平成 29 年 4 月 19 日 審議

5 審査会の判断の理由

- (1) 審理員の事実認定について
適正に行われている。
- (2) 法令解釈を含めた審査庁の判断について
妥当である。
- (3) 審査会の判断について

本件処分は、審理員意見書のとおり、国民健康保険税の税額に対し不服を求めるものであるが、条例の適法・有効性や国民健康保険税の計算方法・結果の誤り等は見受けられない。

したがって、本件処分は適正に行われたものと認められ、本件審査請求を棄却すべきであるとした審理員意見書の判断についても、これを是認するものである。

丹波市行政不服審査会

会長	高木 甫
副会長	上脇 博之
委員	松尾 信幸
委員	岸部 勇
委員	山本 登